

改正

昭和34年12月25日条例第53号  
昭和37年3月26日条例第15号  
昭和37年7月5日条例第24号  
昭和38年3月27日条例第10号  
昭和38年6月20日条例第23号  
昭和39年3月31日条例第51号  
昭和39年9月22日条例第72号  
昭和41年6月17日条例第29号  
昭和41年12月16日条例第44号  
昭和42年9月30日条例第30号  
昭和43年3月26日条例第15号  
昭和43年10月23日条例第36号  
昭和46年9月27日条例第47号  
昭和46年12月21日条例第58号  
昭和47年3月30日条例第21号  
昭和47年6月23日条例第27号  
昭和50年3月5日条例第2号  
昭和51年4月1日条例第29号  
昭和53年3月3日条例第2号  
昭和53年10月18日条例第45号  
昭和55年3月31日条例第22号  
昭和56年7月28日条例第37号  
平成元年3月31日条例第41号  
平成6年10月31日条例第36号  
平成9年3月31日条例第16号  
平成10年3月30日条例第11号  
平成12年3月29日条例第1号  
平成12年12月18日条例第52号  
平成14年12月19日条例第54号  
平成26年3月20日条例第15号  
平成30年6月22日条例第29号  
平成31年3月22日条例第14号  
令和元年9月13日条例第13号

根室市水道事業給水条例

第1章 総則

(目的)

**第1条** この条例は、根室市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

**第2条** 削除

(給水装置の定義)

**第3条** この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために管理者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

**第4条** 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1 (世帯・戸) 又は1個所で専用するもの
- (2) 共用給水装置 2 (世帯・戸) 若しくは2個所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

## 第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込)

**第5条** 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(新設等の費用負担)

**第6条** 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

**第7条** 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。ただし、修繕については、この限りではない。

3 第1項の規定により管理者又は指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

**第7条の2** 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

**第8条** 管理者が施行する給水装置工事の工事費は次の合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(以下「消費税等相当額」という。)を加えた額とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 業務費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(工事費の予納)

**第9条** 管理者に給水装置の工事を申込み者は設計によつて算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事の概算額は、工事竣工後に精算する。

(工事費の分納)

**第9条の2** 前条第1項の工事費の概算額は、新設、改造又は修繕の工事に関するものに限り、管理者が定めるところにより、管理者の承認を受けて、6カ月以内において分納することができる。

ただし、二会計年度にわたつて分納を認めることができない。

2 前項の規定により分納を認めた場合は管理者が別に定める割合をもつて算出した額を加算する。

(給水装置の変更等の工事)

**第10条** 管理者は配水管の移転、其の他、特別の理由によつて給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

### 第3章 給水

(給水の原則)

**第11条** 給水は非常災害、水道施設の損傷、公益上、其の他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため、損害を生ずることがあつても市はその責を負わない。

(給水契約の申込)

**第12条** 水道を使用するとき又は閉栓中のものを再開しようとするときは、あらかじめ管理者に申込みその承認を得なければならない。ただし、管理者が特に認めたときは、この限りでない。

(給水装置の所有者の代理人)

**第13条** 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めたときは給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

**第14条** 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

**第15条** 給水量は水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときはこの限りでない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。

(メーターの貸与)

**第16条** メーターは、管理者が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が、前項の管理義務を怠つたために、メーターを亡失又は、き損した場合はその損害額を弁償しなければならない。

(水道使用中止変更等の届出)

**第17条** 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときはあらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道使用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は次の各号の一に該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があつたとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があつたとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 管理人に変更があつたとき、又はその住所に変更があつたとき。

(私設消火栓の使用)

**第18条** 私設消火栓は、消防又は消防演習の場合のほか使用してはならない。ただし、管理者が特に必要と認めたときは、使用させることができる。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する市職員の立会を要する。

3 第1項ただし書の規定により私設消火栓を消防又は消防演習以外に使用したときは、その使用者から使用認定水量に料金表の特別給水料の金額に消費税等相当額を加えた額を徴収する。ただし、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(水道使用者等の管理上の責任)

**第19条** 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもつて水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときはこれを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠つたために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質検査)

**第20条** 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について水道使用者等から請求があつたときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、実費額を徴収する。

### 第3章の2 貯水槽水道

(管理者の責任)

**第20条の2** 管理者は、必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、当該貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査について、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、当該貯水槽水道の管理状況その他貯水槽水道に関する情報を提供するものとする。

(設置者の責任)

**第20条の3** 貯水槽水道のうち簡易専用水道の設置者は、法第34条の2に定めるところにより、当該簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者が別に定める基準に従い、当該貯水槽水道を管理するよう努めるとともに、管理者が別に定めるところにより、その管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

### 第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

**第21条** 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者から徴収する。ただし、アパート等については、給水装置の所有者とすることができる。

2 共用給水装置によつて水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

**第22条** 料金は、用途及びメーターの口径に応じ、次の表に掲げる基本料金及び水量料金の合計額に消費税等相当額を加えた額とする。ただし、1円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てるものとする。

根室市水道料金表

用途	メーターの口径	基本料金	水量料金(使用水量1立方メートルにつき)			
家事用	13ミリメートル	1,600円	5立方メートルまで	5立方メートルを超え	8立方メートルを超え	
	20ミリメートル	1,730円		8立方メートルまで	る1立方メートルにつき	
	25ミリメートル	1,750円				
	40ミリメートル以上	2,090円	10円	120円	240円	
業務用	13ミリメートル	3,530円	10立方メートルまで	10立方メートルを超え	20立方メートルを超え	500立方メートルを超え る1立方メートルにつき
	20ミリメートル	3,660円		20立方メートルまで	500立方メートルまで	
	25ミリメートル	3,680円				
	40ミリメートル	4,020円				
	50ミリメートル	6,130円				
	75ミリメートル	6,650円	10円	170円	240円	

	100ミリメートル	7,160円				
工業用	13ミリメートル	10,960円	50立方メートルまで	50立方メートルを超え 500立方メートルまで	500立方メートルを超え 1立方メートルにつき	235円
	20ミリメートル	11,090円				
	25ミリメートル	11,110円				
	40ミリメートル	11,450円				
	50ミリメートル	13,560円				
	75ミリメートル	14,080円				
	100ミリメートル	14,590円				
			10円	240円		
営農用	13ミリメートル	2,830円	10立方メートルまで	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	20立方メートルを超え 1立方メートルにつき	210円
	20ミリメートル	2,930円				
	25ミリメートル	2,950円				
	40ミリメートル	3,220円				
	50ミリメートル	4,910円				
	75ミリメートル	5,320円				
	100ミリメートル	5,730円				
			10円	140円		
浴場用	40ミリメートル	6,490円	100立方メートルまで		100立方メートルを超える 1立方メートルにつき	105円
	50ミリメートル	8,600円				
				10円		
船舶給水料			使用水量1立方メートルにつき 400円			
特別給水料			使用水量1立方メートルにつき 630円			

### 第23条 削除

(料金の算定)

**第24条** 料金は、定例日（あらかじめ管理者が定めた日をいう。）にメーターの点検を行い、毎月（検針日の属する月分として算定できないものは、翌月分とする。）算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

**第25条** 管理者は、次の各号の一に該当するときは使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異状があつたとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。
- (4) 共用給水装置により水道を使用するとき。
- (5) 積雪又は特別の理由のためメーターの点検ができないとき。

(特別な場合における料金の算定)

**第26条** 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は次の通りとする。

- (1) 使用日数が15日以下のときは、使用期間を2分の1月とみなし、根室市水道料金表に掲げる基本料金の2分の1の額及び水量料金に消費税等相当額を加えた額とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
  - (2) 使用日数が16日以上ときは、使用期間を1月とみなして算定した金額
- 2 月の中途においてその用途に変更があつたときは、その使用日数の多い料率を適用する。この場合において使用日数が同じときは変更後の料率を適用する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

**第27条** 工事其の他の理由により一時的に水道を使用するものは水道の使用の申込みの際管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときはこの限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめた時精算する。

(料金の徴収方法)

**第28条** 料金は、納入通知書又は集金の方法により毎月徴収する。ただし、管理者は必要があるときは別に定める方法により徴収することができる。

(手数料)

**第29条** 手数料は、次の各号の区別により申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは申込み後徴収することができる。

- (1) 管理者が給水装置工事の設計をするときは、工事費の100分の20に相当する額
- (2) 第7条第1項の指定をするときは1件につき8,000円
- (3) 第7条第1項の指定の更新をするときは1件につき5,000円
- (4) 第7条第2項の工事の審査、検査をするときは、別表第1号表の額
- (5) 閉栓中の水道を開栓するとき(停水処分のものを除く。) 1件につき 400円  
(料金手数料等の軽減又は免除)

**第30条** 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によつて納付しなければならない料金その他の費用を軽減又は免除することができる。

## 第5章 管理

(給水装置の検査等)

**第31条** 管理者は、水道管理上必要があると認めたときは給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

**第32条** 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第4条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

(給水の停止)

**第33条** 管理者は、次の各号の一に該当するときは水道の使用者に対し、その理由の継続する間給水を停止することができる。

- (1) 水道の使用者が第8条の工事費、第19条第2項の修繕費、第22条の料金又は第29条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道使用者が正当な理由がなく第24条の使用水量の計量又は第31条の検査を拒み又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれがある器物、又は施設と連絡して使用する場合において警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

**第34条** 管理者は、次の各号の一に該当する場合で水道の管理上必要があると認めたときは給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて将来使用の見込みがないと認めたとき。

(過料)

**第35条** 市長は、次の各号の一に該当する者に対し50,000円以下の過料を科することができる。

- (1) 第5条の承認を受けないで給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなく第15条第2項のメーターの設置、第24条の使用水量の計量、第31条の検査又は第33条の給水の停止を拒み又は妨げた者
- (3) 私設消火栓を不正に使用した場合
- (4) 第19条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠つた者
- (5) 第22条の料金又は第29条の手数料の徴収を免れようとして詐欺、その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

**第36条** 市長は、詐欺その他不正の行為によつて第22条の料金又は第29条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

（私設消火栓の不正使用者に対する過料）

**第36条の2** 市長は、第18条の規定に違反し、不正の行為によつて私設消火栓を使用した者に対しては、使用認定水量の5倍に相当する水量に料金表のその他の金額を乗じて得た金額に相当する金額以上の過料を科することができる。

## 第6章 補則

（委任）

**第37条** この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

### 附 則

- 1 この条例は、昭和34年10月1日から施行する。
- 2 根室市水道使用条例（昭和32年8月1日告示第1号）は、廃止する。

**附 則**（昭和34年12月25日条例第53号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和34年10月1日から適用する。

**附 則**（昭和37年3月26日条例第15号）

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和37年7月5日条例第24号）

この条例は、昭和37年7月1日から施行する。

**附 則**（昭和38年3月27日条例第10号）

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和38年6月20日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年7月1日から適用する。

**附 則**（昭和39年3月31日条例第51号）

- 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行前に行われた届出その他の手続は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則**（昭和39年9月22日条例第72号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和41年6月17日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和41年12月16日条例第44号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 根室市歯舞地区簡易水道事業給水条例（昭和34年条例第42号）は、廃止する。

**附 則**（昭和42年9月30日条例第30号）

この条例は、昭和42年10月1日から施行する。

**附 則**（昭和43年3月26日条例第15号）

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和43年10月23日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和46年9月27日条例第47号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年9月1日から適用する。

**附 則**（昭和46年12月24日条例第58号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第22条及び別表第1号の規定は、昭和47年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和47年3月30日条例第21号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和47年6月23日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和50年3月5日条例第2号）

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。ただし、第22条の規定については昭和50年4月分として調定する水道料金から適用する。

**附 則**（昭和51年4月1日条例第29号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和53年3月3日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年4月分として調定する水道料金から適用する。

**附 則**（昭和53年10月18日条例第45号）

この条例は、昭和53年10月21日から施行する。

**附 則**（昭和55年3月31日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和56年7月28日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年10月分として調定する水道料金から適用する。

**附 則**（平成元年3月31日条例第41号）

（施行期日）

1 この条例は、平成元年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の根室市水道事業給水条例の規定は、昭和63年12月30日（以下「基準日」という。）以後に行われた給水工事の施行の申込み及び設計の申込みに基づき、施行日以後に当該申込みに係る目的物の引渡しが行われたものに係る工事費及び設計手数料について適用し、基準日前に行われた当該申込みに基づき施行日以後に当該申込みに係る目的物の引渡しが行われたものに係る工事費及び設計手数料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の根室市水道事業給水条例の規定に係わらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成元年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成6年10月31日条例第36号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成9年3月31日条例第16号）

1 この条例は、平成9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の根室市水道事業給水条例の規定は、平成8年10月1日（以下「基準日」という。）以後に行われた給水工事の施行の申込み及び設計の申込みに基づき、施行日以後に当該申込みに係る目的物の引き渡しが行われたものに係る工事費及び設計手数料について適用し、基準日前に行われた当該申込みに基づき施行日以後に当該申込みに係る目的物の引き渡しが行われたものに係る工事費及び設計手数料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の根室市水道事業給水条例の規定に係わらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成9年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成10年3月30日条例第11号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年3月29日条例第1号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年12月18日条例第52号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

**附 則**（平成14年12月19日条例第54号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年3月20日条例第15号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の根室市水道事業給水条例の規定は、平成25年10月1日（以下「基準日」という。）以後に行われた給水工事の施行の申込み及び設計の申込みに基づき、施行日以後に当該申込みに係る目的物の引き渡しが行われたものに係る工事費及び設計手数料について適用し、基準日前に行われた当該申込みに基づき施行日以後に当該申込みに係る目的物の引き渡しが行われたものに係る工事費及び設計手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の根室市水道事業給水条例の規定に係わらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成30年6月22日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月分として調定する水道料金から適用する。

**附 則**（平成31年3月22日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年9月13日条例第13号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

**別表第1号表**

口径	設計審査手数料			工事検査手数料	
	新たなメーターの貸与を伴う工事	新たなメーターの貸与を伴わない工事		家事用	事業用、その他大規模なもの
		家事用	事業用、その他大規模なもの		
	(メーター1個につき)	(1件につき)	(1件につき)	(1件につき)	(1件につき)
φ 13	19,000円	400円	3,000円	工事費の10%	工事費の16%
φ 20	26,000円				
φ 25	27,000円				
φ 40	48,000円				
φ 50	184,000円				
φ 75	209,000円				
φ 100	246,000円				